

# ◆ 「枝幸町における地域材の利用促進に関する協定」 の締結について

## 【制度の概要】

令和3年10月1日施行の『脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律』において、建築物の木材利用を促進するため、「**建築物木材利用促進協定**」制度が創設されました。

この制度は、建築主等の事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としており、協定を締結し、建築主たる事業者等が、**建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指す**こととしています。

## 【協定の目的】

令和4年度において地域材（町産材）を利用して整備される「認定こども園」や地材地消の取組とサプライチェーンの構築に必要な「木材加工処理施設」の整備を契機に、川上から川下までの事業者による地域材の利用促進に必要な体制構築が可能となります。

このため、**町内における木材の安定した供給・利用体制を構築**することを目的として、林業事業者である「南宗谷森林組合」、木材加工・流通事業者である「株小頓別木材」、建設事業者である「枝幸建設協会」と枝幸町の4者が連携・協働し、道内では本制度による初めての協定を締結することとなりました。

なお、本協定の締結により、当町における森林資源の有効活用と循環利用の体制をあわせて構築し、これらの取組みを通じた**町内林業の成長産業化の進展と脱炭素社会の実現に貢献**していくものとします。

## 【協定の名称】

「枝幸町における地域材の利用促進に関する協定」

## 【協定の対象区域】

枝幸町全域

## 【協定締結者】

甲) 建設事業者	枝幸建設協会	会 長	安 田 最 次
乙) 木材産業者	株式会社小頓別木材	代表取締役	鈴 木 正 樹
丙) 林業事業者	南宗谷森林組合	代表理事組合長	村 上 守 義
丁) 地方公共団体	枝幸町	町 長	村 上 守 継

## 【協定の有効期間】

自：令和4年4月1日  
(3年間)  
至：令和7年3月31日

# ◆「枝幸町における地域材の利用促進に関する協定」 の締結について

## 【協定概要図】

### 枝 幸 町

- 各事業者に対する技術的支援と情報提供
- その他地域材の利用促進に必要な事務事業
- 木材利用促進月間等を活用した町民に対する普及啓発事業の実施
- 各事業者間の調整等に必要な協議会等の設置
- 地域材の利用促進に必要な施策の検討と実施

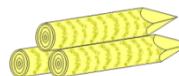
### 枝幸建設協会（川下）



町内建設工事現場等での積極的な木材製品の活用による利用促進



木材製品の安定供給



### (株)小頓別木材（川中）



地域材により町内建設工事現場等で必要な木材製品を安定的に製造・供給



地域材の安定供給



### 南宗谷森林組合（川上）



計画的な森林整備による安定した地域材の生産・供給・再生